



埼玉県報

第 767 号
令和 8 年(2026 年)
10 月 30 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例のあらまし（環境政策課）

条例

- 埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）

告示

- 地域機関無線アクセスポイント追加に係る機器の賃貸借に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 所沢都市計画の変更に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 入間都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の中止（市街地整備課）
- 志木都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の中止（市街地整備課）

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 川越都市計画下水道事業川島公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 埼玉県高等学校等奨学金に係る未収金収納事務委託に関する告示（教委・財務課）
- 県道さいたま菖蒲線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託に関する入札公告（下水道事業課）
- 令和 8 年度第 3 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（環境政策課）

一 趣旨

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

災害対策基本法の一部改正に伴い、条例中の同法の引用部分について規定の整備を行う。

三 施行期日

令和八年十一月二日

条 例

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十一月二日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

地域機関無線アクセスポイント追加に係る機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 野澤 電話048-830-2270（直通） 電子メールkenlan01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年12月1日（火）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年11月30日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年11月30日（月）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和8年12月1日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年11月16日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式8）を令和8年11月9日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Lease of Equipment for the Installation of Additional Wireless Access Points at Regional Offices

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 9:00 a.m., Tuesday, December 1, 2026

By registered mail or in person: 4:00 p.m., Monday, November 30, 2026

(3) Contact Information

Network and Digital Infrastructure Group

Information Systems Strategy Division,

Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2270

Email: kenlan01@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第七百三十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第六回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年十一月二日（月）から令和八年十一月二十六日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年十二月六日（日）

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年十二月十三日（日）

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和九年三月下旬から同年四月上旬までのうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama-pco@inet.gsd.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二一―六一五七）

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

人事行政の運営等の状況の公表

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (令和7年度)

(単位：人)

職種	区分 採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	782	0	8	315	3	204	0	1	0	531
研究職	21	0	0	7	0	6	0	0	0	13
医療職	89	0	0	34	0	23	0	0	0	57
技能労務職	18	3	0	4	1	10	0	0	0	18
教育職	3,926	0	0	1,053	19	1,585	1	15	0	2,673
警察職	472	0	50	258	6	15	0	1	0	330
企業職	31	0	0	11	0	4	0	1	0	16
合 計 (構成比)	5,339	3 (0.1%)	58 (1.6%)	1,682 (46.2%)	29 (0.8%)	1,847 (50.8%)	1 (0.0%)	18 (0.5%)	0 (0.0%)	3,638 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況 (令和7年度)

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	229	147	98	68	50	28	11	54
研究職	14	8	10	4	2	0	0	2
医療職	20	17	4	9	2	0	0	5
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	2	1	1	0	0	0	0
企業職	14	16	8	10	4	3	3	4
合 計 (構成比)	279 (35.5%)	190 (24.2%)	121 (15.4%)	92 (11.7%)	58 (7.4%)	31 (3.9%)	14 (1.8%)	65

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	86	58	42	6	14	7	2	1
医療職	1	4	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (構成比)	87 (39.5%)	62 (28.2%)	42 (19.1%)	6 (2.7%)	14 (6.4%)	7 (3.2%)	2 (0.9%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	186	188	10	152	15
合 計 (構成比)	186 (34.7%)	188 (35.1%)	10 (1.9%)	152 (28.3%)	15

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	303	211	51	34	19	4
一般職員	33	22	11	6	4	0
研究職	1	1	0	0	1	0
合 計 (構成比)	337 (48.4%)	234 (33.6%)	62 (8.9%)	40 (5.7%)	24 (3.4%)	4

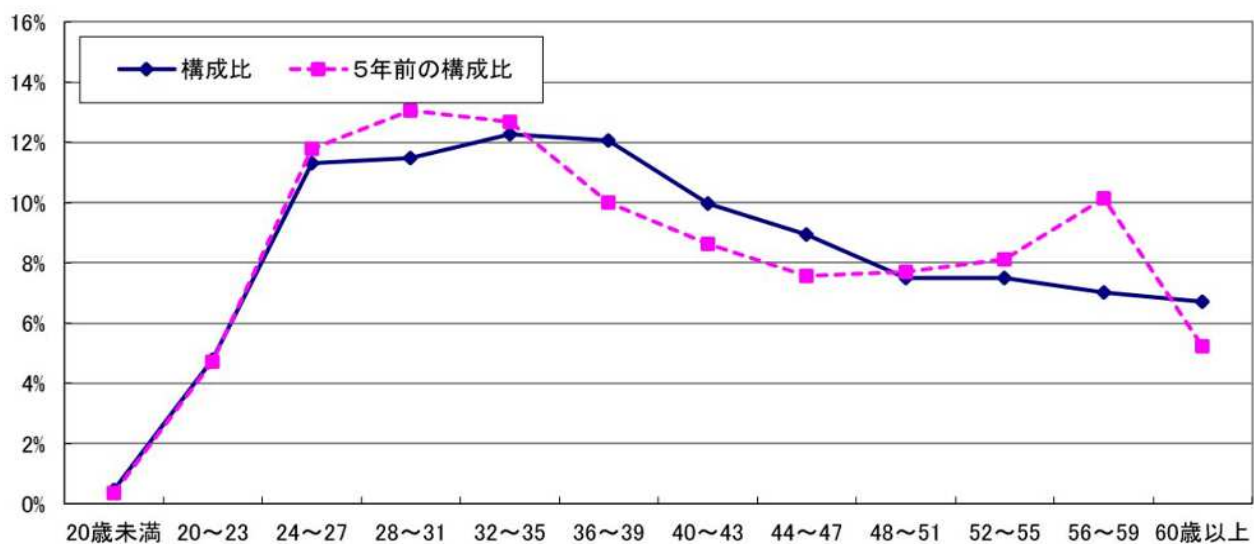
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和7年	令和8年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	70	69	▲1	執行体制の見直し	
		総 務	1,240	1,267	+27	埼玉県生活科学センターのリニューアルへの対応	
		税 務	570	577	+7	執行体制の強化	
		民 生	1,189	1,246	+57	児童虐待防止対策の強化	
		衛 生	1,503	1,512	+9	野生鳥獣の適正な保護・管理の推進	
		商 工	329	335	+6	D X ツール等の導入により生産性向上に取り組む企業への支援	
		労 働	203	208	+5	カスタマーハラスメント防止対策の推進	
		農林水産	898	899	+1	A I の活用による県産いちごの品質向上につながる汎用化技術の確立への対応	
		土 木	1,261	1,259	▲2	執行体制の見直し	
		小 計	7,263	7,372	+109		
	教育部門		41,789	42,087	+298	国の定数改善等に伴う増員	
	警察部門		12,982	13,202	+220	地方警察官の増員	
	小 計		62,034	62,661	+627		
公営企業部門	病 院	198	209	+11	リハビリ提供体制の充実		
	水 道	352	348	▲4	執行体制の見直し		
	下水道	139	155	+16	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化		
	その他	102	102	±0			
	小 計	791	814	+23			
合計			62,825	63,475	+650		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 289	人 3,031	人 7,182	人 7,280	人 7,794	人 7,662	人 6,319	人 5,685	人 4,758	人 4,768	人 4,447	人 4,260	人 63,475

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価<ul style="list-style-type: none">①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用）②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価			
対象職員	一般職の職員			
評価期間等	<ul style="list-style-type: none">・実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～3月31日・能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）			
評価の基準	・実績評価（最終評価）			
	評語	内容	分布制限	
	S	実績が特に良好である （Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の10%以内	
	A		対象者数の30%からSの数を除いた数以内	
	B	実績が良好である	分布制限なし	
	C			実績がやや良好でない
	D			
	・能力評価（最終評価）			
	評語	内容	分布制限	
	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	
	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	
	B	職位における期待水準である	分布制限なし	
	C	職位における期待水準を下まわる		
	D	職位における期待水準を大きく下まわる		
	評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。		
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）			

<教育委員会（県立学校）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績（目標の達成状況）及び行動プロセス（能力、意欲等）を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用（人材育成、人事管理、給与への反映等） ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
対象職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員（埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。） 																		
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日：２月１日 ・ 評価期間：基準日の属する年度の４月１日から翌年の３月３１日まで 																		
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td></tr> <tr> <td>D</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td></tr> <tr> <td>C</td><td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td></tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価結果等の活用	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。</p> <p>評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
その他	<p>評価者研修テキスト（管理職向け）、教職員評価システムの手引き（教職員向け）を整備</p>																		

<警察本部長>

評価制度の概要	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
対象職員	採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評価期間等	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
評価の基準	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
評価結果等の活用	評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	人事評価の公平性を認識させるため、教養資料（制度概要資料及び教養動画）を全職員が参照できるようにしている。

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費
令和7年度	人 7,368,547	千円 2,214,042,489	千円 43,127,961	千円 592,588,321	% 26.8	% 27.5

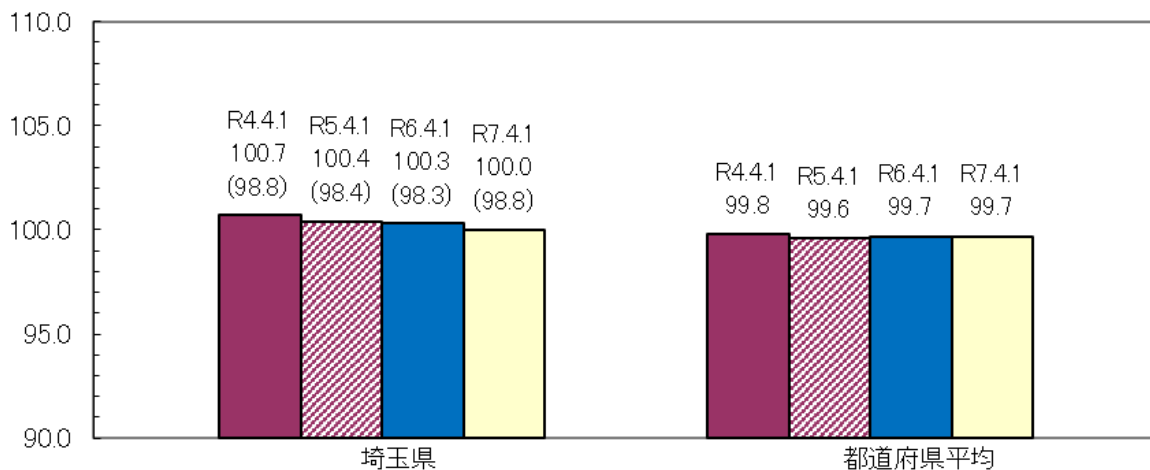
(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A 給 料
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 62,034	千円 275,638,059	千円 69,196,667	千円 120,048,187	千円 464,882,913	千円 7,494

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）ラスパイレズ指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレズ指数を指します。地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレズ指数です。（補正前のラスパイレズ指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5 歳	339,158 円	442,146 円
技能労務職	54.3 歳	318,793 円	373,725 円
高等学校等教育職	42.2 歳	390,858 円	461,606 円
小中学校教育職	39.6 歳	382,651 円	449,632 円
警察職	38.7 歳	367,822 円	545,056 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	242,019 円	250,371 円
	高校卒	210,544 円	223,480 円
技能労務職	高校卒	215,433 円	227,351 円
	中学卒	201,886 円	215,433 円
高等学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
	高校卒	226,231 円	244,260 円
小中学校教育職	大学卒	270,336 円	280,115 円
警察職	大学卒	280,216 円	289,893 円
	高校卒	257,094 円	264,428 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

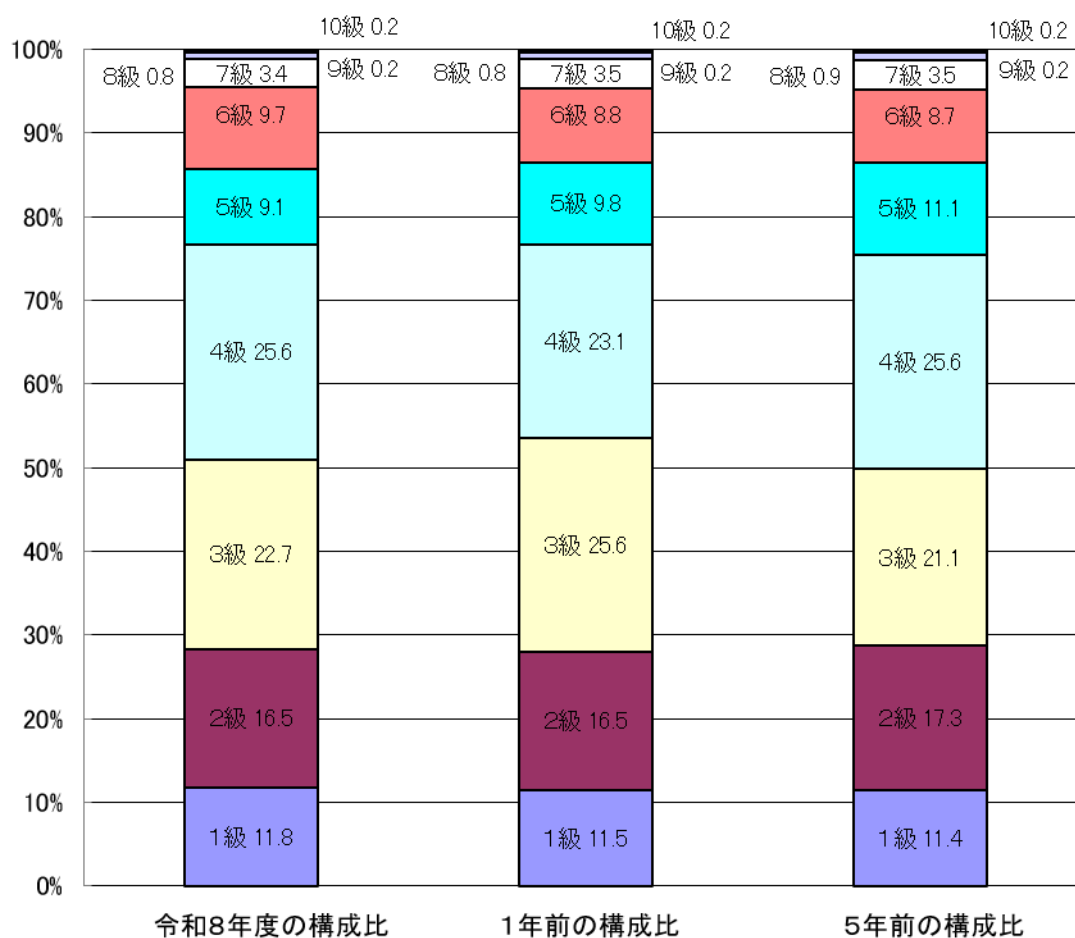
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	320,981 円	390,281 円
	高校卒	284,334 円	338,331 円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	380,159 円	440,095 円
	高校卒	310,894 円	346,698 円
小中学校教育職	大学卒	379,942 円	436,418 円
警察職	大学卒	341,498 円	418,479 円
	高校卒	317,198 円	390,295 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,112	人 1,552	人 2,144	人 2,421	人 857	人 912	人 316	人 75	人 19	人 17	人 9,425
構成比	% 11.8	% 16.5	% 22.7	% 25.6	% 9.1	% 9.7	% 3.4	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
副部長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（2～0号給）を決定。
課所長級の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和7年度決算） 1,894千円	—
（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425月分 1.025月分）	（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 （1.425月分 1.025月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

埼 玉 県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たりの平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年) (令和7年度決算) 4,986千円 22,980千円	

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支 給 実 績（令和7年度決算）		24,306,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		392千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	8,860人
東京都特別区等	11.5%	19人

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	3,236,979千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	134千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）	38.9%
手当の種類（手当数）	27手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の 作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等 検査手当	環境管理事務所等に勤務する 職員	し尿処理施設又は浄化槽の 立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する 職員	人体に有害なガスの発生を伴う 業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する 職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～ 7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～ 1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	17,002,947 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	764 千円
支給実績（令和 6 年度決算）	13,090,228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	591 千円

(注) 1 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 7 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 7 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子 13,000 円、子以外の扶養親族 6,500 円等	同		千円 5,440,727	千円 259
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高 28,000 円	同		千円 4,709,243	千円 332
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800 円(又は 52,100 円)以内 → (獣医師) 35,000 円以内	異	獣医師に対する支給	千円 90,386 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)	千円 2,658 (獣医師：令和 8 年 4 月 1 日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として 6 カ月定期券価額)	同		千円 6,670,283	千円 121
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
	③交通用具（自動車等）利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額 5,000 円を上限に支給	同		(令和 8 年 4 月 1 日新設)	(令和 8 年 4 月 1 日新設)

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 19,684	千円 402
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	異	日額でも支給	千円 3,011	千円 1
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 1,359	千円 194
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 —	千円 —
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,624,151	千円 434
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,120円～33,750円	同		千円 175,595	千円 140
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 87,166	千円 541
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～139,600円	同		千円 3,121,745	千円 813
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額1,300円～8,600円	—	—	千円 2,295,893	千円 63
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額） 夜間勤務1回につき730円（日額）	—	—	千円 172,415	千円 299
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額（月額）	—	—	千円 214,803	千円 353
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員（管理職を除く。）に支給 → 支給率6%	—	—	千円 23,282	千円 248

（注） 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和7年度支給割合) 3.50月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期ごと
	副知事	$1,134,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 令和6年12月1日から当分の間、知事の期末手当の支給割合を据え置いています（年間3.40月）。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 1,856,837	千円 418,515	千円 189,749	% 10.2	% 10.5

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,065千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 25	千円 99,334	千円 31,211	千円 45,475	千円 176,020	千円 7,041

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
38.9歳	383,060円	610,943円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和7年度決算） 1,767千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和8年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	3,644千円	0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		8,555千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		342千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	25人

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績（令和7年度決算）		2,478千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		165千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）		60.0%	
手当の種類（手当数）		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	9,398千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	409千円
支給実績 (令和6年度決算)	12,033千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	524千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 2,738	千円 304
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,791	千円 279
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,060	千円 146
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			

	③交通用具（自動車等）利用者と駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円/月）	同		千円 5	千円 0.6
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,268	千円 55
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 (オ)に含む	千円 (オ)に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 42,876,859	千円 ▲90,153	千円 2,513,749	% 5.9	% 5.9

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費856,894千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 350	千円 1,504,200	千円 499,759	千円 661,572	千円 2,665,531	千円 7,616

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.4歳	384,197円	617,265円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和7年度決算）	
1,805千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和8年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	3,644千円	0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）		129,446千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）		364千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	356人
東京都特別区等	11.5%	0人

（注） 令和７年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）		41,835千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）		166千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度決算）		70.8%	
手当の種類（手当数）		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円
災害応急作業等手当	右の業務に従事する職員	重大な災害の発生又は発生するおそれがある水道施設等において行う巡回監視又は応急作業等	巡回監視従事610円 応急作業等従事730円

（注） 令和７年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	177,690千円
職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	548千円
支給実績（令和６年度決算）	166,855千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	522千円

（注） １ 令和７年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

３ 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和７年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和７年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 35,338	千円 260
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 31,942	千円 313
初任給調整手 当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 49,790	千円 159

	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具（自動車等）利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円＋加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 50	千円 0.8
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 27,564	千円 85
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 33	千円 17
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 (オ)に含む	千円 (オ)に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 31,939	千円 998

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 20,374,150	千円 6,361,243	千円 206,431	% 1.0	% 7.3

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費210,167千円を含みません。
3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 44	千円 187,987	千円 70,517	千円 87,134	千円 345,638	千円 7,855

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42.6歳	397,866円	652,059円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和7年度決算)	
1,940千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和8年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	0千円	0千円

- (注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。
3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績 (令和7年度決算)		16,994千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)		386千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	44人

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和8年4月1日現在)

支給実績（令和7年度決算）			997千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			59千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算）			38.6%
手当の種類（手当数）			2手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	30,441千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	823千円
支給実績 (令和6年度決算)	17,417千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	425千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 6,017	千円 278
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 3,551	千円 323
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円 (又は52,100円) 以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師：令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,496	千円 132
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具 (自動車等) 利用者で駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

在宅勤務等 手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円（上限3,000円／月）	同		千円 4	千円 0.5
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 68	千円 2
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,120円～33,750円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 48	千円 48
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 （オ）に含む	千円 （オ）に含む
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 7,811	千円 1,116

（注） 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和7年度	千円 52,324,637	千円 ▲3,216,959	千円 852,125	% 1.6	% 1.5

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費659,051千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 149	千円 621,397	千円 237,310	千円 275,392	千円 1,134,100	千円 7,611

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.8歳	359,987円	643,335円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和7年度決算)	
1,932千円	
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525月分	2.125月分
(1.425月分)	(1.025月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%	

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和8年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和7年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

3 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(ウ) 地域手当 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (令和 7 年度決算)		56,298千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 7 年度決算)		378千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
埼玉県内	8.5%	152人
東京都特別区等	11.5%	0人

(注) 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (令和 7 年度決算)		617千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 7 年度決算)		8千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和 7 年度決算)		53.7%	
手当の種類 (手当数)		6手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円～730円
公害調査等業務手当	下水道事務所に勤務する職員	ガス、粉じん等の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う調査の業務	日額370円

(注) 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和 7 年度決算)	111,448千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 7 年度決算)	1,031千円
支給実績 (令和 6 年度決算)	77,198千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 6 年度決算)	813千円

(注) 1 令和 7 年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ 4 月 1 日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和8年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 子13,000円、子以外の扶養親族6,500円等	同		千円 17,231	千円 261
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 13,448	千円 345
初任給調整手 当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師、歯科医師又は獣医師の職員に支給 → (医師・歯科医師) 310,800円(又は52,100円)以内 → (獣医師) 35,000円以内	同		千円 0 (獣医師: 令和8年4月1日新設)	千円 0 (獣医師: 令和8年4月1日新設)
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 19,976	千円 174
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
	③交通用具(自動車等)利用者が駐車場等利用者 → 駐車場代を月額5,000円を上限に支給	同		(令和8年4月1日新設)	(令和8年4月1日新設)
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
在宅勤務等手当	住居等で正規の勤務時間の全部を勤務 することを命ぜられた職員に支給 → 月額3,000円 日額 140円(上限3,000円/月)	同		千円 26	千円 2
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 2,340	千円 42
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円~18,000円	同		千円 1,176	千円 106
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 137	千円 7
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 17,356	千円 1,021

(注) 令和7年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（１）勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

ア １週間の勤務時間

３８時間４５分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前８時３０分	午後５時１５分	午後０時００分～午後１時００分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（２）年次有給休暇の使用状況（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）

令和７年の職員１人当たりの平均使用日数：１３．９日

（３）病気休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

（単位：人）

任命権者名	取得者数
知事等	449
教育委員会	2,450
警察本部長	367
計	3,266

（４）特別休暇の状況（令和８年４月１日現在）

種 類	付与日数
１ 出産休暇	出産予定日６週間前の日から産後８週間を経過するまでの期間
２ 通院休暇	妊娠満２３週まで ４週間に１回 満２４週から満３５週まで ２週間に１回 満３６週から出産まで １週間に１回 産後１年まで １回
３ 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
４ 妊娠障害休暇	１４日の範囲内において必要と認められる期間
５ 育児休暇	１日２回（１日を通じて９０分を超えない範囲内）
６ 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において７日（義務教育終了前の子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間）
７ 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において３日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table><tr><th>親族</th><th colspan="2">日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td colspan="2">10日</td></tr><tr><td></td><td>血族</td><td>姻族</td></tr><tr><td>1 親等直系尊属</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>1 親等直系卑属</td><td>7日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2 親等直系尊属</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2 親等直系卑属</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2 親等傍系者</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3 親等傍系尊属</td><td>1日</td><td>—</td></tr></table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況（令和7年度）（単位：人）

	介護休暇取得者数
男性職員	13
女性職員	33
計	46

(6) 介護時間の取得状況（令和7年度）（単位：人）

	介護時間取得者数
男性職員	6
女性職員	14
計	20

5 職員の休業に関する状況（令和7年度）（市町村立学校教職員を除く。）

（1）修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和7年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
計	2	2	0	0	0	0	0	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	1	0	1	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	2	0	1	0	1

（2）自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和7年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	4	0	0	1	0	3	0	0
女性職員	2	1	0	0	0	1	0	0
計	6	1	0	1	0	4	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	2	2	4
女性職員	0	2	0	2
計	0	4	2	6

（3）配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和7年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0
計	2	2	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			
	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	1	2
計	0	1	1	2

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数 (R7.4～R7.9)	令和7年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	1,231	11	47	1,738
	b	1,177	11	47	
	c	0	0		
	d	54			
女性職員	a	1,203	146	566	1,182
	b	1,197	144	566	
	c	0	2		
	d	6			
計	a	2,434	157	613	2,920
	b	2,374	155	613	
	c	0	2		
	d	60			

(注) a段は、令和7年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和7年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認状況（令和7年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	970	185	13	7	0	2	1,177
女性職員	60	370	285	241	85	156	1,197
計	1,030	555	298	248	85	158	2,374

(イ) 育児短時間勤務の勤務形態別承認状況

(単位：人)

	勤務形態					合計
	第1号 (1日3時間55分)	第2号 (1日4時間55分)	第3号 (週3日)	第4号 (週2日半)	第5号 (その他)	
男性職員	2	5	4	0	0	11
女性職員	16	79	35	14	0	144
計	18	84	39	14	0	155

(ウ) 部分休業の申請状況 (R7.10～R8.3) (単位：人)

	勤務形態		
	第1号 部分休業	第2号 部分休業	合計
男性職員	35	1	36
女性職員	510	3	513
計	545	4	549

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	0
	1
計	0
	1

(注) 上段は、令和7年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和6年度以前から令和7年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間 (令和7年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
0	0	0	0	1,004	870	0	0	1,004	870	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	0	0	0	0	1,002	864	0	0	1,002	864	0	0
職に必要な適格性を欠く 場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過 員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴され た場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	2	6	0	0	2	6	0	0
条例に定める事由による 場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1,004	870	0	0	1,004	870	0	0
法第28条第4項により失 職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
16	8	13	20	10	13	17	20	56	61

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	7	1	5	5	2	4	7	6	21	16
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	1	1	2	1	0	0	0	3	3	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	8	6	6	14	8	9	10	11	32	40
合計	16	8	13	20	10	13	17	20	56	61

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和7年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「不祥事を自分事として捉える」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	警察学校における採用時教養及び各種入校課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施し、職責の自覚の醸成を図った。 また、各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施し、高い倫理観の涵養と保持を図った。

イ 職員への周知の状況（令和7年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

（４）職務に専念する義務の免除（令和7年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（５）営利企業等の従事制限（令和7年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	365	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	1,906	
警察本部長	75	
計	2,346	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和6年度退職者及び令和7年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	16	15	31
研究職	0	0	0
医療職	0	1	1
教育職	0	16	16
警察職	18	16	34
企業職	0	0	0
合 計	34	48	82

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和7年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和7年度教職員研修計画
警察本部長	令和7年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 8コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	2,423人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 32コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～3日	1,565人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	推薦された職員など	自治人材開発センターほか	1日	350人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 22コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,218人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,172人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 16講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	2,219人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 49講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	3,937人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	2～3日	580人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 12課程 34回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ～60日間	605人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される（された）職員	埼玉県警察学校	12日間 ～26日間	216人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 41回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間～ 15日間	1,056人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 189課程 732回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～33日	22,274人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,785人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,423人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,154人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 596人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 8,366人	全員（一部年齢制限あり）	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,599人	各所属	○	○	○
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 29,371人	全員		○	
	その他	サークル活動の促進 23件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 361人	18歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 535人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 9,304人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 9,163人	全員	○		
	がん検診	胃 2,548人	35歳以上希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 26,606人	希望者		○	○
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 53,648件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	セミナーのオンライン開催	全員	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 7,329人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,565人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 110人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,771人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 11,320人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,487人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 314,500件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,962件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 2,285 件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 170件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 1,333,985件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 24,216件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 13,304件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,918件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和7年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 411,733件 育児休業手当金等 3,462件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,535件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 556件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(令和7年度) (単位: 件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	17	16	33
教育委員会	481	46	527
警察本部長	196	23	219
計	694	85	779

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和7年度）

（1）採用試験の実施状況（令和7年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加1内の年齢は令和7年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人（21歳～29歳） 平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの人 	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、専門職、警察事務】 第1次試験日 令和7年6月15日 第2次試験日 令和7年7月7日～8月8日	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、専門職、警察事務】 第1次合格発表日 令和7年6月24日 最終合格発表日 令和7年8月26日	【一般行政（基礎能力検査枠及びDXを除く）、警察事務】 第1次試験 教養試験 択一式27問 90分 専門試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査 【専門職】 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 90分 人物試験 個別面接 適性検査
	一般行政（基礎能力検査枠）				
	一般行政（DX）				
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備（警察）				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
	林業				
警察事務職員採用上級試験			【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次試験日 令和7年5月21日～6月3日 第2次試験日 令和7年6月18日～7月14日	【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次合格発表日 令和7年6月11日 最終合格発表日 令和7年7月31日	【一般行政（基礎能力検査枠）】 第1次試験 基礎能力検査 第2次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 人物試験 個別面接
			【一般行政（DX）】 第1次試験日 令和7年5月25日 第2次試験日 令和7年6月10日	【一般行政（DX）】 第1次合格発表日 令和7年6月3日 最終合格発表日 令和7年6月27日	【一般行政（DX）】 第1次試験 専門試験 択一式40問 90分 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接

市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験		<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) ・平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 	第1次試験日 令和7年6月15日	第1次合格発表日 令和7年6月24日	第1次試験 教養試験 択一式27問 90分
			第2次試験日 令和7年7月7日～8月8日	最終合格発表日 令和7年8月26日	第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 	第1次試験日 令和7年5月25日	第1次合格発表日 令和7年6月20日	第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 	第2次試験日 令和7年6月30日～7月2日	最終合格発表日 令和7年7月31日	第2次試験 人物試験 個別面接
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成17年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師 (警察)				
	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(21歳～35歳)で、管理栄養士免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 ・平成16年4月2日以降に生まれた人で、令和8年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は令和8年春期の国家試験で取得見込みの人 			

職員採用 初級試験	一般事務	・平成16年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 令和7年9月28日 第2次試験日 令和7年10月15日～ 10月30日	第1次合格発表日 令和7年10月8日 最終合格発表日 令和7年11月26日	第1次試験 教養試験 択一式28問 80分 ※事務系職種のみ 専門試験 択一式40問 120分 ※設備、総合土木のみ 第2次試験 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備				
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験		市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験			
免許資格職職員 採用試験	栄養士	・平成7年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士の免許を有する人又は令和8年3月31日までに取得見込みの人			第1次試験 専門試験 択一式40問 120分 第2次試験 論文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	司書	・平成7年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和8年3月31日までに取得見込みの人			
経験者職員 採用試験	一般行政	・昭和39年4月2日以降に生まれた人(61歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの人 ・司書については、令和7年7月末日現在司書の資格を有する人	【第1回(春期)】 第1次試験日 令和7年5月25日 第2次試験日 令和7年6月28日～ 7月6日	【第1回(春期)】 第1次合格発表日 令和7年6月20日 最終合格発表日 令和7年7月31日	【一般行政(DXを除く)】 第1次試験 教養試験 択一式25問 75分 論文試験 1題 75分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	一般行政(DX)		【第2回(秋期)】 第1次試験日 令和7年9月28日 第2次試験日 令和7年11月1日～ 11月9日	【第2回(秋期)】 第1次合格発表日 令和7年10月21日 最終合格発表日 令和7年11月26日	【一般行政(DX)】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 専門試験(口述式) 30分 人物試験 個別面接
	福祉				
	心理				【専門職】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
	設備				
	総合土木				
	建築				
	農業				
	林業				
	司書		第1次試験 論文試験 1題 60分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接		

警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人（34歳まで）で、大学卒業（見込み）の人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年5月11日 第2次試験日 令和7年5月31日～6月29日	第1次合格発表日 令和7年5月23日 最終合格発表日 令和7年8月13日	第1次試験 教養試験 択一式28問 80分
	II 類	・平成2年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人(18歳～34歳)で、I 類に該当しない人（高等学校卒業見込みの人を除く）			論（作）文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う
	国際捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有する人で語学（受験言語）が堪能な人	第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査		
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
	サイバー犯罪 捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人	国際捜査 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類、II 類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論（作）文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験において行う		
	サイバー犯罪 捜査 II 類	・前記 II 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人	第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査		
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人（34歳まで）で、大学卒業（見込み）の人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年9月21日 第2次試験日 令和7年10月4日～11月3日	第1次合格発表日 令和7年9月30日 最終合格発表日 令和7年12月19日	
	II 類	・平成2年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人(17歳～34歳)で、I 類に該当しない人			
	サイバー犯罪 捜査 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
	サイバー犯罪 捜査 II 類	・前記 II 類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経			

		済産業省認定の情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	I 類	・平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの人（これらの人と同等の資格があると認められる人を含む）	第1次試験日 令和7年5月11日 第2次試験日 ー（第1次試験応募者なしのため実施せず）	第1次合格発表日 令和7年5月20日 最終合格発表日 ー（第1次試験応募者なしのため実施せず）	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	II 類	・平成2年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人で、I 類に該当しない人（17歳～34歳）	第1次試験日 令和7年9月21日 第2次試験日 令和7年11月8日	第1次合格発表日 令和7年10月2日 最終合格発表日 令和8年1月23日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験	一般行政	人 190	人 1,145	人 818	人 751	人 525	人 339	倍 2.4
	一般行政（基礎能力検査枠）	39	358	327	230	133	81	4.0
	一般行政（DX）	2	24	13	13	13	5	2.6
	福祉	22	77	55	55	52	32	1.7
	心理	16	68	49	36	29	15	3.3
	設備	19	22	12	12	10	6	2.0
	設備（警察）	1	2	1	0	ー	ー	ー
	総合土木	33	54	33	29	17	10	3.3
	建築	7	10	7	7	6	5	1.4
	化学	15	40	29	26	21	13	2.2
	農業	15	64	51	49	39	29	1.8
	林業	4	15	11	11	9	6	1.8
警察事務職員採用上級試験		26	181	107	64	55	33	3.2
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		19	131	99	86	75	24	4.1
免許資格職職員採用試験	薬剤師	11	55	49	45	38	22	2.2
	獣医師	23	20	17	16	14	9	1.9
	保健師	13	83	74	52	52	21	3.5
	保健師（警察）	2	23	20	16	14	4	5.0
	管理栄養士	3	89	65	16	15	5	13.0
	栄養士	2	44	30	14	13	3	10.0
	司書	2	72	57	16	14	2	28.5
職員採用初級試験	一般事務	11	164	132	86	62	24	5.5
	設備	3	3	3	2	2	2	1.5
	総合土木	3	12	11	10	7	4	2.8
警察事務職員採用初級試験		22	123	111	97	76	45	2.5
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		9	52	46	41	35	17	2.7
経験者職員採用試験（第1回（春期））	福祉	15	25	16	15	12	7	2.3
	心理	4	7	6	5	4	0	ー

経験者職員採用試験（第2回（秋期））	設備	7	14	11	9	8	8	1.4
	総合土木	10	18	15	13	13	4	3.8
	一般行政	10	162	89	39	35	13	6.8
	一般行政（DX）	2	15	13	10	9	3	4.3
	福祉	15	65	49	47	44	12	4.1
	心理	4	7	5	5	5	2	2.5
	設備	9	37	24	21	19	9	2.7
	総合土木	10	26	16	16	13	4	4.0
	建築	5	10	8	7	7	5	1.6
	農業	5	26	17	16	14	4	4.3
	林業	3	14	12	12	12	4	3.0
	司書	2	53	41	11	11	2	20.5
職員採用試験 計		613	3,410	2,549	2,006	1,532	833	3.1

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	158	2,366	1,007	936	760	369	2.7
警察官男性	II類	157	3,344	1,209	1,115	797	354	3.4
警察官女性	I類	52	695	297	279	190	114	2.6
警察官女性	II類	53	1,157	427	392	228	111	3.8
国際捜査	I類	4	8	3	1	0	—	—
武道・体育指導	I類	4	7	6	5	5	3	2.0
サイバー犯罪捜査	I類	3	19	8	8	6	2	4.0
サイバー犯罪捜査	II類	3	30	12	11	3	2	6.0
県外募集	I類	2	0	—	—	—	—	—
県外募集	II類	8	43	40	6	3	1	40.0
警察官採用試験 計		444	7,669	3,009	2,753	1,992	956	3.1

（２）採用選考の実施状況（令和７年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※１	50	50
定例選考 ※２	111	61
障害者選考	150	17
再採用選考	7	4

- ※１ 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※２ 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和7年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	150	17	8.8	<ul style="list-style-type: none"> 昭和39年4月2日～平成20年4月1日に生まれた人（17歳～60歳） 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考日 令和7年10月19日 第2次選考日 令和7年11月15日	第1次合格発表日 令和7年11月7日 最終合格発表日 令和7年12月9日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和7年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 2,071	人 2,029	人 351	人 350	人 132	人 132	人 81	倍 25.0
警部補	3,066	3,024	618	604	286	284	209	14.5
巡査部長	2,724	2,674	652	642	380	379	306	8.7

(4) 昇任選考の実施状況（令和7年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	51	51
課長級	87	87
副課長級	139	139
主幹級	218	218
主査級	285	285
警部	1	1
警部補	2	2
巡査部長	0	0

職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 234	人 187	人 87	人 33	人 80	倍 2.8

*申込者数には、第1次試験免除者33人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、次のとおり職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

(1) 令和7年10月16日 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（令和7年4月から実施）

令和7年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
401,829 円	388,191 円	13,638 円 (3.51 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 41.3歳

- ・ 給料表は、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ

(2) 特別給（令和7年12月から実施）

令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.65月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.64 月	4.60 月

2 給与制度の改正等

(1) 初任給調整手当（令和8年4月から実施）

- ・ 獣医師に対する初任給調整手当を新設

(2) 通勤手当（令和8年4月から実施）

- ・ 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

3 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材確保の重要性と課題

- ・ 地域社会における課題の多様化・複雑化、異常気象の影響など、地方行政に求められる役割の拡大に対応するためには人材確保が不可欠であり、あらゆる角度から裾野を広げるための取組の更なる強化が必要

(2) 人材確保の具体的方向

- ・ 県政に関心を持ち、県の発展のために貢献しようという意欲を持つ誰もがチャレンジしやすい試験制度となるような幅広い検討の実施とともに、新たな受験者層獲得や離職防止の観点からも、選ばれる職場、働き続けたいと思われる職場に向けた環境整備が必要

(3) 人材の育成

- ・ 職員一人一人の能力を最大限発揮させるため、組織的、計画的な人材育成が必要

(4) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 納得性のある人事評価の実施と活用は人材の確保・定着の観点からも重要

(5) 女性職員の活躍の推進

- ・ 引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

(6) 業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- ・ 業務全体の効率化を図り、労働生産性を向上させるため、日常の業務に無駄がないかを常に意識すること、TXによる業務の見直し・改善を引き続き迅速かつ強力に推進していくことが必要

(7) 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 仕事と生活の両立支援を図るため、柔軟な働き方の検討が重要

(8) 総実勤務時間の縮減（教員の働き方改革）

- ・ 時間外勤務の要因を検証し、実効性のある縮減策を実施すること、教職員においては働き方改革を強力に推進するとともに、未配置・未補充の解消に向け、一層努力することが必要

(9) 心身の健康管理

- ・ 組織全体で健康意識の醸成を図ることで、職員のWell-beingを向上させることが重要

(10) ハラスメントの防止

- ・ ハラスメント防止には、風通しの良い職場作りを進めていくことが必要

(11) 公務員倫理と適正な事務処理の徹底

- ・ 不祥事根絶のため、様々な機会を捉えて、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図っていくことが重要

(2) 令和8年1月8日 職員の特殊勤務手当に関する意見の申出（警察業務手当）

警察官が危険鳥獣の駆除に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当について、必要な措置を行うことが適当（令和7年11月13日から実施）

- ・ 警察職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した場合 作業1日当たり1,640円の範囲内

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和7年（措） 第2号事案	教育委員会職員	休憩時間の確保、勤務時間の割振り変更（調整）の運用等	R7.7.16	R7.8.28受理 R8.1.8判定（一部認容、一部棄却、一部却下）	
令和7年（措） 第3号事案	教育委員会職員	任意団体の教育研究会への強制的加入についての早急な是正	R7.9.10	R8.1.16取下げ	

処理 計2件

(2) 係属中のもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和8年（措） 第1号事案	知事部局職員	勧奨による退職で、退職事由に応じた退職手当の支給	R8.2.27	係属中	

係属中 計1件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和7年度中に処理したもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和6年（不） 第1号再審事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.5.19	R7.6.19 却下	

処理 計1件

(2) 係属中のもの

(令和8年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和7年（不） 第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.6.17	係属中	
令和7年（不） 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R7.9.5	係属中	
昭和60年以前 2事案	埼玉県教育委員会	停職、戒告	S47.3.13 外	係属中2件	

係属中 計4件

告示

埼玉県告示第七百三十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄中「三、二〇〇円」を「三、二二〇円」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「四、九六〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一〇、三二〇円」を「一〇、三五〇円」に、「四、九〇〇円」を「六、三六〇円」に、「一九、七七〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、一七〇円」を「九、一九〇円」に、「九、一三〇円」を「九、〇〇〇円」に、「六、二六〇円」を「六、二八〇円」に、「六、三九〇円」を「六、四二〇円」に、「一回につき 六、八六〇円」を「一回につき 六、八八〇円」に、「四、八一〇円」を「四、八三〇円」に、「一〇、七三〇円」を「一〇、七五〇円」に、「五、一三〇円」を「五、一五〇円」

に、「二、七五〇円」を「二、七九〇円」に改め、同項中

A型肝炎
狂犬病（乾燥組織培養 狂犬病ワクチン）

一回につき	七、七〇〇円
不活性化 一回につき	一六、二七〇円

を「
A型肝炎

一回につき 一五、六六〇円」に改め、同項金額の欄中「一六、九四〇円」

を「一五、七五〇円」に、「七、八八〇円」を「七、九〇〇円」に、「八、八五〇円」を「八、四〇〇円」に、「一〇、九八〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同

B型肝炎	一回につき 六、三一〇円
ヒトパピローマ（子宮頸がん・ 組換え沈降二価ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチン）	一回につき 一五、五一〇円

を「
B

型肝炎	一回につき	五、八八〇円
-----	-------	--------

額の欄中「一六、八四〇円」を「一六、八六〇円」に、「二六、八六〇円」を「二六、八八〇円」に、「九、〇七〇円」を「八、六〇〇円」に、「六、一九〇円」を「六、七九〇円」に、「一三、八七〇円」を「一三、八九〇円」に、「八、七三〇円」を「八、七五〇円」に、「二五、五八〇円」を「二三、六一〇円」に改め、同

項中「	RSウイルス	一回につき	二五、六四〇円	」を
-----	--------	-------	---------	----

RSウイルス	一回につき	二五、六七〇円
腸チフス	一回につき	九、三〇〇円

に改める。

告示

埼玉県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
くまがや在宅クリニック	一般社団法人Freely Medical	熊谷市久保島二三〇六一	令和八年十月一日
章佑クリニック	逆井 章吾	春日部市梅田本町二一五―七	令和八年九月一日
太田整形外科クリニック	太田 澄子	羽生市南二一〇―二二	令和八年八月二十八日
奥山こどもクリニック	医療法人奥山こどもクリニック	白岡市小久喜八〇五―一	令和四年五月六日
むさしの歯科医院	島田 顕	加須市南大桑七三八―四	令和八年九月一日
イースト歯科クリニック	小野内 康二	草加市高砂一〇―一三エ バーガーデナー階	令和八年九月一日
志木駅南口歯科・矯正歯科	医療法人社団大志	新座市東北二一三六―一一	令和八年九月十六日

あるも薬局 新島 店	熊谷市新島一四四―五	令和八年十月一日
薬局わけだの杜	本庄市早稲田の杜三―一四―六	令和八年九月一日
おおはし薬局吹上 店	鴻巣市吹上富士見三―一―一〇 一F	令和八年十月一日
つばさ薬局	上尾市緑丘三―三―一―二 PAPA上尾ショッピングアヴ エニユーB―二―一〇	令和八年九月一日
ドラッグセイムス谷 塚薬局	草加市谷塚上町一九七―五	令和八年十月一日
ひまわり薬局 山 中店	北本市山中一―一六六―二	令和八年九月一日
ひまわり薬局 伊 奈南店	北足立郡伊奈町小室二二―一五 ―三	令和八年十月一日
愛の家みらい訪問 看護ステーション 草加	草加市草加二―一四―一〇	令和八年十月一日
はなもも訪問看護 ステーション	八潮市南川崎九三八―四サン ライズシバIX三号室	令和八年八月一日
このす共生病院 訪問看護ステーション WADACHI	鴻巣市上谷二〇七三―一	令和八年八月一日
あおば訪問看護ス テーション	上尾市柏座三―七―三〇レジ エンドS―一〇二号	令和八年十月一日
株式会社郁		

訪問看護ステーションかのん	株式会社風の音	深谷市高島一五四	令和八年十月一日
訪問看護ステーションファイン上里	株式会社ファインコーポレーション	児玉郡上里町七本木二八六七	令和八年九月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
秋葉 秀平		ひらいはりきゆう接骨院 浦和院	さいたま市浦和区東仲町一七 一七ソレイユⅡ一階	令和八年九月四日
奥山 淳大		おくやま鍼灸整骨院	戸田市新曽二二五七―三	令和八年九月一日
河崎 恒亮		訪問鍼灸マッサージ あゆみらぼ草加	草加市清門一―三一五―一 一〇三	令和八年九月一日
藤倉 友美		リカバリー川口マッサージ治療室	川口市西青木一―二四―八 二F	令和八年九月一日
大山 文子		KEiROW上尾ステーション	上尾市緑丘三―三―一	令和八年九月一日
田中 万智		訪問鍼灸マッサージ エミタス東京本部	東京都北区赤羽一―四六― 八豊田マンション一〇三	令和八年九月一日
長野 三保子		長野 三保子	羽生市神戸一三〇九―一	令和八年十月一日

金子 元則	小泉 陽一	長野 三保子
金子整骨院	リカバリー川口 マッサージ治療 室	からだ元気治療 院 行田店
吉川市中央二―二―六	川口市西青木一―二四―八 ―二F	行田市長野一―四―三〇
令和八年八月 一日	令和八年九月 一日	令和八年十月 一日

告示

埼玉県告示第七百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
西熊谷病院	開設者名称	公益財団法人西熊谷病院	公益財団法人清心会
桶川セントルム歯科	名称	いのうえ歯科クリニック	桶川セントルム歯科
あけぼの薬局 所沢店	名称	ファミリー薬局 所沢店	あけぼの薬局 所沢店
かばさん薬局 飯能店	名称	かばさん薬局 しふり店	かばさん薬局 飯能店
あけぼの薬局 東松山店	名称	ファミリー薬局 東松山店	あけぼの薬局 東松山店
やよい薬局	開設者名称	有限会社ケイエスケイ	株式会社ケイエスケイ
小江戸薬局 所沢駅前店	名称	明倫堂薬局	小江戸薬局 所沢駅前店

訪問看護ステーション オレンジ	所在地	新座市東北二―一四― 七秋桜三九 一〇二号 室	新座市東北二―一七― 一神谷ハイツ一〇一号室
訪問看護リベル 草加	所在地	草加市草加二―一四― 二五ドミールイソダA 棟二〇二号室	草加市草加二―一四― 一〇
タムス訪問看護ステーション 戸田	名称	なかじま訪問看護ステーション	タムス訪問看護ステーション 戸田

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
大嶋 正美	施術所			
	所在地	名称		
	川越市新富町一―九― 六二〇二	リーフマッサージ治療院 川越店	リーフマッサージ治療院 川口店	川口市上青木二―五 一―六一―一〇四

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	廃止年月日
太田整形外科クリニック	羽生市南二―二〇―二二	令和八年八月二十七日
医療法人社団紀夢会 戸田駅前T―F R O N T E大島眼科	戸田市新曽六六二T―F R O N T E三階	令和八年九月十五日
高木医院	深谷市仲町一七―二二	令和八年七月二十二日
章佑クリニック	春日部市梅田本町二―五―五	令和八年八月三十一日
奥山こどもクリニック	白岡市新白岡四―一三―三新白岡駅前 ホスピタリティパーク三F	令和四年五月五日
榎本歯科医院	朝霞市岡三―一―一三	令和八年八月十二日
イースト歯科クリニック	草加市中央一―六―七モールプラザ二F	令和八年八月三十一日

新井歯科医院	比企郡小川町大塚一二六	令和八年八月二十四日
矢島歯科医院	蕨市塚越五―三七―一七	令和八年八月二十四日
ひまわり薬局 山中店	北本市山中一―一六六―二	令和八年八月三十一日
大洋薬局 三郷店	三郷市三郷二―二―一六吉野ビルF	令和八年九月十五日
もみの木薬局	本庄市早稲田の杜三―一四―六	令和八年八月三十一日
つばさ薬局	上尾市緑丘三―三―一―二PAPA上 尾ショッピングアヴェニューB―二―〇	令和八年八月三十一日
クスリのアオキ国済寺 薬局	深谷市国済寺四八七―七	令和八年九月一日
クスリのアオキ千代田 薬局	本庄市千代田二―五―三九	令和八年八月三十一日
訪問看護ステーション ゆりの木草加	草加市氷川町二一五二―二クレドール草 加二〇二号室	令和八年九月三十日

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
うえの呼吸器内科・内科クリニック	鴻巣市鴻巣九四三―一	令和八年十月一日
あいゆう歯科和光第二診療所	和光市丸山台三―一三―一	令和八年十月一日

告 示

埼玉県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類		指定年月日
医療法人 萩原医院	羽生市西四一―六	医療法人 萩原医院	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和八年七月一日
医療法人光仁会 南部厚生病院	春日部市大場二〇―一	医療法人光仁会	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和八年八月一日
ケアセンターあおば	秩父市小柱一九六	有限会社あおばホーム	居宅介護支援		令和八年十月一日

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和八年十月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社芝中工務店

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県志木市柏町五丁目七番地十二

ハ 代表者の氏名

芝中 博

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・ハ）第三〇五九一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和八年十一月六日から同年十一月十二日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社芝中工務店は、一般建設業者が元請として下請契約を締結できる総額の上限を上回る下請契約を締結した。

これは、法第十六条第二号の規定に違反する。

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

令和八年十月九日付け埼玉県告示第六百八十八号で告示した所沢都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百四十三号

令和八年十月二日付け埼玉県告示第六百七十五号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	入間	入間市	「都市再開発の方針」	令和八年十一月六日午前十時から	入間市産業文化センターB棟二階研修室

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

令和八年十月二日付け埼玉県告示第六百七十六号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	志木	志木市	「都市再開発 の方針」	令和八年十一 月十三日午後 三時から	志木市役所三 階大会議室三 の一

告示

埼玉県告示第七百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉 県知 事第 七号			委任 番号	指定構造	計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			株式会社 建築構造 センター	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号		令和八年十 一月二日	
					東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号	東北事務所 宮城県仙台市 青葉区本町二 丁目十番二十 八号			
					福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号			
					群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地			
					埼玉事務所	埼玉事務所			

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
千葉県事務所	千葉県事務所
千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番三号	千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番三号
神奈川事務所	神奈川事務所
神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号	神奈川県横浜市西区高島二丁目十二番六号
長野事務所	長野事務所
長野県長野市南県町千八十二番地	長野県長野市南県町千八十二番地
愛知事務所	愛知事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号	愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号
三重事務所	三重事務所
三重県四日市市浜田町十二番十八号	三重県四日市市浜田町十二番十八号
大阪事務所	大阪事務所
大阪府大阪市	大阪府大阪市

中央区南本町 三丁目四番十 五号	山陰事務所	島根県松江市 中原町六番地	岡山事務所	岡山県岡山市 北区内山下一 丁目三番十九 号	広島事務所	広島県広島市 中区八丁堀十 五番六号	香川事務所	香川県高松市 亀井町二番一 号	愛媛事務所	愛媛県松山市 三番町七丁目 十三番十三号	福岡事務所	福岡県福岡市 博多区博多駅 前一丁目七番 二十二号
------------------------	-------	------------------	-------	---------------------------------	-------	--------------------------	-------	-----------------------	-------	----------------------------	-------	------------------------------------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

川島町

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉県告示第六十六号、平成五年埼玉県告示第五百三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百二十一号、平成二十年埼玉県告示第四百七十号及び平成二十七年埼玉県告示第千二百号の事業地に、川島町大字平沼字西、字本村前及び字平沼前、大字上伊草字後野及び字宮前並びに大字飯島字榎戸を加え、大字中山字蛭田並びに大字上伊草字天神、字壁ヶ谷戸及び字五反田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八

十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉県告示第百六十六号、平成五年埼玉県告示第百三十三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百一十一号、平成二十年埼玉県告示第四百七十号及び平成二十七年埼玉県告示第千二百号の事業地に、川島町大字平沼字西、字本村前及び字平沼前、大字上伊草字後野及び字宮前並びに大字飯島字榎戸を加え、大字中山字蛭田並びに大字上伊草字天神、字壁ヶ谷戸及び字五反田地内において事業地を変更する。

告示

埼玉県告示第七百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階 弁護士法人ブレインハート 法律事務所 代表社員 菅野 晴隆	令和八年九月一日から 令和十一年八月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年九月一日

三 委託をした日

令和八年九月一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 武 田 敦 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字上尾村字吉田一三三八 番四〇地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字平塚字塚越二四四一番 一地先まで	上尾市大字平塚字八ツ山八六一番八地 先から同市大字平塚字塚越二四四一番 一地先まで	区 間
三十・〇〇	七・九一〇二十・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
一二五七・〇〇	一七六三・二八	延長 (メートル)	
			備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

路 線 名	県道さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市大井武蔵野一三一四番四 地先から入間郡三芳町大字上富字八 軒家二〇五五番一地先まで
供用開始の期日	令和八年十月三十日
備 考	令和四年十一月二十二日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十二号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。延長一九五・五九メー トル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

第三号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和八年十月二十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十から 埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 七百七十三―四まで	埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 六百九十一から 埼玉県飯能市大字岩沢字清水ノ上 八百八十二まで	埼玉県飯能市大字双柳字六道八 百十四―二から 埼玉県飯能市大字双柳字東原九 百九十七―三まで	指定に係る道路の位置
三十三・三	五十八・五	七十九・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇	六・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

			第三号	指定番号
			建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
			令和八年十月二十三日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―二から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―十四まで	埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十三―一から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十三―七まで	埼玉県飯能市大字新光一―一から 埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百三十一―二まで	指定に係る道路の位置	
三十七・五	三十一・〇	百四十八・五	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
四・〇	四・〇	四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	

第三号			指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定に係る道路の種類
令和八年十月二十三日			指定の年月日
埼玉県飯能市大字新光七十六―一から埼玉県飯能市大字新光七十六―二十八まで	埼玉県飯能市大字新光五十一―四十一まで	埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十四―一から埼玉県飯能市大字双柳字巽原九百四十四―一まで	指定に係る道路の位置
三・〇	百八・八	二十一・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五・〇	六・〇	四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

		第四号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和八年十月二十三日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字中内手千二十九から 埼玉県飯能市大字岩沢字中内手千三十一―二まで		埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十二から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十三まで	指定に係る道路の位置
四十一・〇		三十九・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇		四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年十月九日

指令川建セ第〇七〇〇七一号

二 検査済証番号

令和八年十月二十七日

川建セ第〇八〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀字下ソリ一番外、大字田中字藤坂三十五番一外、大字馬場字間ノ田百四十番二外 全二十三筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川二千四百九十番地

ときがわ町長 前田 榮

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年十月三十日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、業務要求水準書、業務委託契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和9年3月1日（月）から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県和光市新倉7丁目地内（新河岸川水循環センター）

(5) 入札方法

本件入札は、一般競争入札方式により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

ア 単体企業又は3者以内の共同企業体であること。

イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおりとする。

2者の場合 30パーセント以上

3者の場合 20パーセント以上

ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

(ア) 入札及び見積りに関すること。

(イ) 契約の締結に関すること。

- (ウ) 契約の履行に関する事。
- (エ) 代金の請求及び受領に関する事。
- (オ) 復代理人の選任に関する事。
- (カ) 前各号に付帯する一切の事。

オ 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

カ 単体企業又は共同企業体における各構成員は、本入札に係るほかの単体企業又は共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 入札参加者（構成員を含む。）は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 単体企業又は共同企業体の代表構成員は、次に掲げる実績のいずれかを有すること。

(ア) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100 t／日以上に限る。）のうち、新設又は更新工事（機械器具設置工事又は電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績（ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、単体企業又は共同企業体の代表構成員である時のものに限る。）。

(イ) 契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力100 t／日以上に限る。）について1年以上の運転管理業務を実施した実績。

ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する有資格者を、単体企業又は共同企業体が総括責任者として1名専任で配置できること。なお、共同企業体の総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 単体企業又は共同企業体の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県の一般

競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士 の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(キ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類の受付締切日とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県下水道局荒川右岸下水道事務所設備担当 島ノ江、塚本

電話048-466-9419（直通）

ファクシミリ048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

埼玉県荒川右岸下水道事務所のホームページからダウンロードすること。

(3) 入札書の提出方法

提出は原則持参とする。ただし、郵送による提出も可とする。

(4) 入札書受付期間

令和8年12月3日（木）午前9時から令和8年12月10日（木）午後4時まで（土日祝を除く。）。なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

令和 8 年12月11日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。

ただし、当該契約期間は、本件入札日から2か月以上の期間を有すること。

この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の100分の10以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条各号に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す一般競争入札

参加資格等確認申請書及び資格確認書類を次の方法で令和 8 年11月13日（金）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

ア 本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。

イ 令和 9 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewage Sludge to Solid Fuel Production Facility at the Arakawa Ugan District Sewerage Management Office

(2) Deadline for Submissions

4:00 p.m. Thursday December 10, 2026

(3) Contact Information :

The Arakawa Ugan District Sewerage Management Office, Saitama
Prefectural Government, 6 - 1 - 1 Niikura, Wako City, Saitama
Prefecture, 351-0115, Japan

Phone: 048-466-9419

埼玉県公安委員会告示第216号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和8年10月30日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和8年12月5日（土）

イ 技能審査

令和8年12月12日（土）及び12月14日（月）から12月18日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和8年12月21日（月）から12月25日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和8年10月30日（金）から11月17日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、入間市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和八年十月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
久喜市地域交流センター	埼玉県久喜市青葉一丁目二番二号	久喜市長	百十人